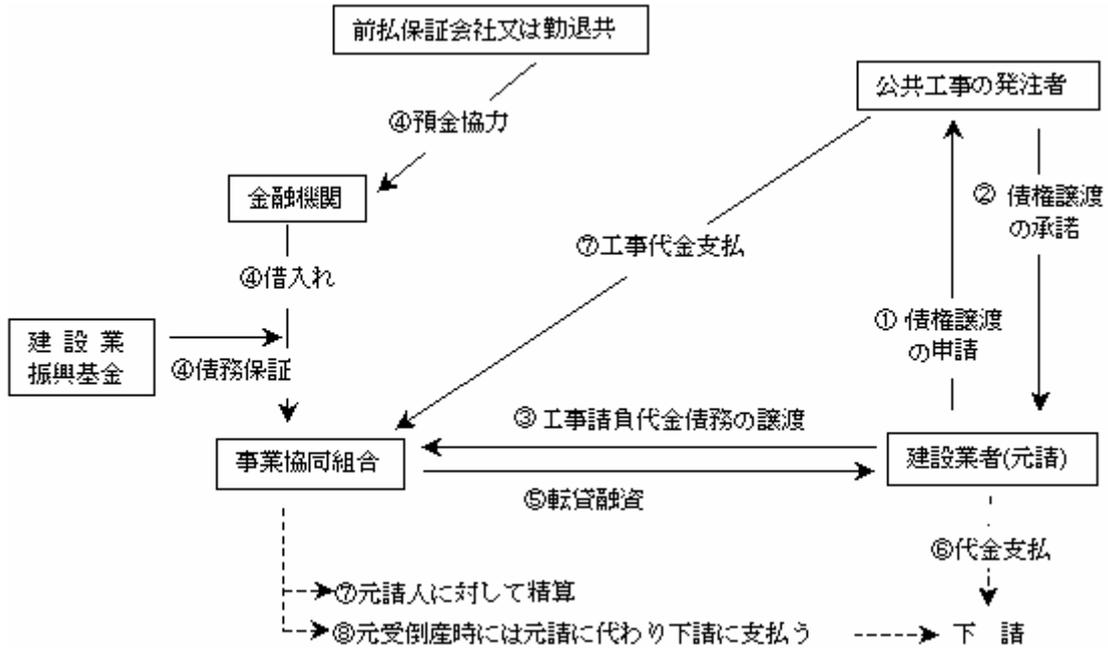


「下請セーフティネット転貸融資」を利用するときは！

1 制度の流れ



- ① 工事を施工中の建設業者(元請)が、発注者から将来受取る工事請負代金の債権(未完成を含む)を事業協同組合に譲渡するため、発注者に対して債権譲渡の申請をする。
- ② 元請が当該債権を事業協同組合に譲渡することに対し、発注者が承諾する。
- ③ 元請が当該債権を事業協同組合に譲渡する。
- ④ 事業協同組合が組合員に融資(転貸資金)を金融機関から借入れるにあたり、振興基金が債務保証する。
- ⑤ 事業協同組合は、当該譲渡債権を担保に出来高の範囲で元請に融資する。
- ⑥ 元請は、事業協同組合から借入れた資金を当該工事の下請業者等に支払う。
- ⑦ 発注者は、工事完成後、事業協同組合に工事代金を支払う。

(注1) 事業協同組合は、貸付金を工事代金で精算し、残余があれば元請に返還する。

(注2) 元請が倒産等の事故があった場合、出来高対応分の工事代金を受けた事業協同組合は、元請に代わって下請へ支払う。

2 資金の用途・内容

- (1) 資金使途 運転資金（公共工事債権譲渡付け転貸資金）
- (2) 貸付条件 手形貸付、貸付期間1年以内、期日一括返済
- (3) 貸付限度額 （出来高相当額—前払金・部分払金—違約金）×90%
（1社の限度額は、1億円）

- (4) 組合員への貸付利率 年2.2%

（内訳）	・ 金融機関借入利率	年1.60%
	・ 組合手数料	年0.50%
	・ 基金保証料	年0.10%

なお、平成23年3月末までは、(財)建設業振興基金の助成措置により組合員への貸付利率は、実質年0.4%である。

- (5) 転貸融資を受けるには、工事出来高が60%以上であること。
- (6) 対象となる公共工事発注者

- ① 静岡県 ② 浜松市 ③ 新居町

※ただし、低入札価格調査の対象になった者と契約した工事は対象外。

3 事務手続

「下請セーフティネット転貸融資」を利用しようとするときは、次の書類を準備する。発注者、金融機関への事務手続きは、事業協同組合が行う。

- (1) 必要となる書類（各書類の様式は、末尾に添付）

* 債権譲渡に必要な書類（協同組合→発注者に提出）

- 1 債権譲渡承諾依頼書(1部)
- 2 債権譲渡契約証書 (2部)
 - * 発注者の承諾を得ることを停止条件とする。
- 3 収入印紙（200円×2枚、債権譲渡契約証書に貼付け）
- 4 工事履行報告書(1部)
- 5 融資実行報告書（正本・1部）
- 6 元請人・協同組合の印鑑証明書（正本・発行後3ヶ月以内のこと）
- 7 建設工事請負契約書及び建設工事変更請負契約書（写し）

* 出来高の査定に必要な書類（協同組合→査定委員を派遣）

- 1 出来高査定依頼書(正本)

- 2 工程表(写し・変更がある場合は、変更工程表)
- 3 監督員通知(写し)
- 4 主任技術者等通知書(写し)
- 5 実施設計書(金額入りと金額無記入のもの)
- 6 工事写真
- 7 工事箇所を明記した地図

* 融資申込に必要な書類(協同組合→金融機関)

- 1 転貸融資申込書(正本・1部)
- 2 支払状況・支払計画書(正本・1部)
- 3 約束手形
- 4 元請人・協同組合の印鑑証明書(写し)

(2) 債権譲渡の承諾

- ① 「債権譲渡の承諾」を得るために、債権譲渡承諾依頼書、債権譲渡契約証書(写)等を発注者(静岡県、浜松市等)へ提出する。
承諾を得るには、概ね、1週間程度が必要。
- ② 債権の譲渡が認められると、発注者(行政機関)から「債権譲渡承諾書(2部)」が交付される。

(3) 工事出来高の確認

- ① 事業協同組合は、出来高査定員(2名)を派遣し、工事出来高の査定を行う。査定は、債権譲渡承諾事務と同時平行で行われる。

(4) 金融機関の融資

- ① 発注者から債権譲渡承諾書が交付されると、事業協同組合は、「金融機関へ融資の申込」を行う。
- ② 融資は、事業協同組合になされ、即日、元請の口座に振り込まれる。
元請は、貸付実行日までに約束手形を事業協同組合に提出する。
- ③ 元請は、工事完成後、発注者の完成検査を受け、「検査合格通知書」(写)を事業協同組合に提出する。事業協同組合は、発注者に工事代金を請求し、振り込まれた後精算し、元請の口座に振り込み、約束手形を元請に返却する。